

## ○ゼロカーボンライフスタイル促進補助制度に関するよくあるご質問

Q1 補助金はいつの時点で申請することができますか？申請前に工事を始めても構いませんか？

A 補助金は機器設置後の申請になります。  
補助の対象となる機器の設置が完了した日(太陽光発電システムの場合は電力受給を開始した日)以降に、環境企画課の窓口へ交付申請書と必要書類を提出してください。

Q2 住宅と店舗が一緒になっていますが、対象となりますか？

A 店舗や事務所を兼ねた住宅(併用住宅)も補助の対象となります。  
ただし、機器を設置した併用住宅と住民票に登録されている住所が一致している場合に限りです。

Q3 住宅に付属する物置の屋根に太陽光発電システムを設置したのですが、補助の対象になりますか？

A 設置した場所が居住する住宅の屋根でない場合、同一敷地内で発電したもので、発電した電気を居住する住宅へ引き込んで使用している場合であれば、補助の対象となります。  
他の補助対象機器も同様に、居住する住宅で使用していることが補助の要件となります。

Q4 工場や店舗の屋根などに太陽光発電システムを設置した場合は、補助金の対象になりますか？

A ゼロカーボンライフスタイル促進補助金の対象とはなりません。本補助金の対象になるのは、あくまでも住宅(店舗等を兼ねる併用住宅を含む)に設置した場合のみです。  
ただし、工場や店舗の屋根などに設置する場合は、事業者向け自家消費型太陽光発電システム補助事業の対象となる可能性があります。

Q5 申請年度の4月より前に設置が完了した蓄電池やエネファームは、補助の対象になりますか？

A 補助の対象になりません。申請年度の4月以降に設置が完了した機器が補助の対象となります。  
ただし、太陽光発電システムと同時に設置した蓄電池については、太陽光発電システムの電力受給開始日が申請年度の4月以降であれば補助の対象となります。

Q6 太陽光発電システムと蓄電池を同時に申請する予定です。申請書等や市税完納証明申請書及び住民票は1部提出すればいいですか？

A 同時申請であっても申請書等は設置した機器ごとに別々にご用意ください。  
ただし、市税完納証明申請書及び住民票については、窓口で交付を受けたものを1部提出していただければ、もう一方は写しで構いません。なお、申請日が別日になる場合は、写し不可です。

Q7 蓄電池の設置を検討しているのですが、太陽光発電システムと同時に設置していないと補助の対象になりませんか？

A 太陽光発電システムと同時でなくても、蓄電池を設置する住宅に太陽光発電システムが既に設置されていれば補助の対象になります。

Q8 住民票はいわき市外に登録したままですが、いわき市に住宅を新築し、補助の対象となる機器を設置しました。いわき市の補助金の対象になりますか？

A 市の補助金の対象とはなりません。機器を設置した場所に住民票が登録されている必要があります。

## ○ゼロカーボンライフスタイル促進補助制度に関するよくあるご質問

Q9 増設は対象となりますか？

A 同一年度内に市の補助金の交付を受けていなければ、補助の対象となります。例えば、平成28年に太陽光発電システムを4kW設置して補助金の交付を受け、申請年度に4kW増設した場合は、新たに補助金の交付を受けることができます。ただし、太陽光発電システムを増設した場合は、太陽電池とパワーコンディショナーをともに新規に設置している必要があります。

Q10 既に機器が設置されている建売の住宅を購入した場合は、申請可能ですか？

A 建売(中古住宅を含む)の場合も申請可能です。ただし、補助の対象となる機器は、未使用品であることが条件となります。申請する際は、領収書や契約書とともに補助対象機器に係る費用が確認できる内訳書を提出してください。

Q11 太陽電池の公称最大出力が10kW以上のシステムを設置した場合は、市の補助の対象にならないのですか？

A ゼロカーボンライフスタイル促進補助金の対象となるものは、太陽電池の最大出力の合計またはパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが10kW未満のものです。10kW以上のものを工場や店舗の屋根などに設置する場合は、事業者向け自家消費型太陽光発電システム補助事業の対象となる可能性があります。

Q12 補助金はどの段階でもらえるのですか？

A 補助金の交付は、市の『補助金等決定通知書』がお手元に届いた後、『補助金等交付請求書』を受理してから1ヶ月程度で指定の口座にお振込みとなります。

Q13 アパートや借家に機器を設置したいのですが、補助の対象になりますか？

A 申請者が機器を設置するアパートや借家に居住している場合は、補助の対象となります。ただし、申請者が住宅の所有者でない場合は、機器の設置に係る所有者の承諾書を提出してください。

Q14 蓄電池の補助申請をしたいのですが、数年前に太陽光発電システムを設置したため、太陽光発電の受給契約確認書を紛失してしまいました。どうすればよろしいでしょうか？

A 太陽光受給契約確認書を再発行して提出してください。なお、再発行ができない場合は、電力事業者から通知される「購入電力量のお知らせ」の直近の月のものの写しを提出してください。

Q15 いわき市外から引っ越してきたため、市外にある事業者から購入しました。補助金の対象になりますか？

A 市外にある事業者から購入しても、機器を設置した事業者が、いわき市内に事務所又は事業所を有していれば、補助金の対象となります。有していなければ対象となりません。